

鳥取県告示第 1028 号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 7 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工事完了年月日
ふるさと農道緊急整備事業大栄地区農道整備	平成 8 年 3 月 25 日